

入所申込にあたっての留意事項

1. 入所申込から入所決定までの手続きについて

- ①入所対象者は、要介護3・4・5の認定を受けている方と、要介護1又は要介護2の認定を受けた方の中でやむを得ない事由のある方が対象となります。
- ②当施設では入所希望者の現状を、より正確に把握するため、入所申込の際には、入所申込書とともに介護支援専門員意見書を提出していただきます。
(※「介護支援専門員意見書」はご担当の介護支援専門員にご依頼下さい)
- ③受付した入所申込書は、新潟市の「標準入所申込者評価基準」により、入所申込者の状況を点数化し、様々な状況を勘案した上で、入所の必要性の高い方から入所できるように入所順位を決めさせていただきます。
- ④入所選考にあたっては、施設職員以外の委員を加えて入所検討委員会を開催し、入所決定を行い、お知らせします。

2. 入所申込書の記入について

- ・入所申込書は全4ページ(A4用紙・両面刷り・2枚分)です。
別紙「記入例」を参考にご記入ください。
- ・要介護1又は要介護2の認定を受けている方で申込みされる方は、特列入所の要件・理由を記載する欄(4ページ目)にもご記入ください。
- ・居室の希望欄(多床室かユニット型個室か)は、参考にさせていただきますが、ご希望に添えない場合がありますことをご了承ください。

3. 入所申込書の有効期間について

令和4年6月申込より、入所申込の有効期間を3年とし、3年経過後も引き続き入所を希望される場合は、更新申込をお願いいたします。また、入所申込書に記載した事項に変更があった場合や、他の施設等に入所された場合は、必ず当施設にご連絡下さいますようお願い致します。

なお、申込書の内容について、当施設から連絡を差し上げる場合がございますのでよろしくお願い致します。

【連絡先】 特別養護老人ホームあがうら

電話 0250-22-4882
(入所担当相談員まで)